

身体拘束最小化に関する指針

基本方針

「私たちは、医療行為を行う中で、患者または他の患者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は致しません」

1. 身体拘束の定義（厚生労働省定義）

「身体拘束とは、衣類や帯、ミトン、ベッド柵などで患者さんの身体や行動を一時的に制限する行為」です。

身体拘束は、不安や屈辱、身体的機能の低下、せん妄の頻発、人間としての尊厳を喪失させる行為です。

具体的に拘束に当たる行為としては、以下が上げられます。

- ・徘徊防止のために車椅子やベッドに紐で身体を縛る
- ・ベッドの4点柵囲い
- ・点滴や栄養チューブを抜かないようにする抑制ミトン着用
- ・立ち上がりを防ぐ車椅子安全ベルトやテーブル固定
- ・つなぎ服の着用

2. 緊急やむを得ない場合とは

身体拘束を行わない事が原則ではありますが、患者の生命または身体を保護する為の措置として、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合を言います。

3. 身体拘束を行なう場合には

- 1) 開始時は必ず多職種で検討し、3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たすかを確認します。
- 2) 必ず本人あるいはご家族に説明し同意を頂きます。（同意書を申受けます）
- 3) 毎日、多職種で身体拘束に変わる代替え案はないか解除できないかを検討します。（他職種によるカンファレンスにて検討します）
- 4) 拘束部位・精神状態の確認を決められた時間毎に観察し記録します。（医師記録・看護記録に記録を残します）

私たちは、身体拘束最小化のための体制を整え、病院全体で身体拘束最小化に向けて日々取り組んで参ります。※指針全文につきましては、ホームページの掲載をご確認ください。

令和8年6月
苫小牧東病院 病院長